

(目的)

第1条 この要綱は、せたがや生涯現役ネットワークに属する事務を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 せたがや生涯現役ネットワークに事務局を置く。
2 事務局は、生活文化部市民活動・生涯現役推進課が担当する。

(事務分掌)

第3条 世話人会代表の指示により、次の事務に関する記録や資料の作成・保存等を行う。

(1) 総会に関すること。

(2) 世話人会に関すること。

(3) 入退会に関すること。

(4) 前各号のほか、世話人会代表が必要と認めたこと。